

令和3年4月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年4月27日開催

会 議 録

開催日時	令和3年4月27日(火)	午後2時 午後3時22分	開会 閉会		
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉			
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課主幹 工藤 秀敏 学務課主幹 吉岡 秀彦 教育指導課主幹 末木 良典 </td> <td style="width: 50%;"> 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 公民館事業課長 片山 勝敏 </td> </tr> </table>	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課主幹 工藤 秀敏 学務課主幹 吉岡 秀彦 教育指導課主幹 末木 良典	社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 公民館事業課長 片山 勝敏
		学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課主幹 工藤 秀敏 学務課主幹 吉岡 秀彦 教育指導課主幹 末木 良典	社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 公民館事業課長 片山 勝敏		
事務局員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健史				
傍聴者	4人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について ・議案第2号 学校運営協議会の設置について ・議案第3号 学校運営協議会委員の任命について ・議案第4号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について ・議案第5号 旭川市学校教育情報化推進計画の策定について ・議案第6号 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和3年第1回定例会の報告について (2) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について (3) 旭川市共同学校連携事務室の設置について (4) 令和3年度旭川市教員研修計画について (5) 令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の再延期について 				

(6) 旭川市公民館の位置付けの見直しの検討について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年4月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年3月定例教育委員会会議（令和3年3月29日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということによろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年3月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
学校教育部次長	<p>議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、説明願います。</p> <p>この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の事務に関する前年度の取組について、報告書を作成することとなっております。</p> <p>「点検・評価の対象」につきましては、「教育委員会の活動状況」と「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の二つを点検・評価の対象といたします。</p> <p>「点検・評価の方法」ですが、一つ目の「教育委員会の活動状況」については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を</p>

			示してまいります。
			二つ目の「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」については、「学校教育基本計画」では、基本理念の下、三つの目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。「社会教育基本計画」では、二つの基本理念と、その実現のための五つの基本目標ごとに、成果目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。
			また、いずれの基本計画についても、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。
			「学識経験者の意見聴取」については、点検・評価を行うに当たり、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。
			「点検・評価の結果に関する報告書の作成等」については、昨年度における施策事業の点検・評価でありますので、市議会での令和2年度決算審査との時期について整合を図ることや、その結果を令和4年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、9月に開会されます市議会に提出を予定しております。
			このため、点検・評価の報告書案については、それまでに教育委員会会議に付議してまいります。
教 育 長			議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	委 育 長		ありません。
各 委 員 長	委 育 長		それでは、議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	委 育 長		異議ありません。
			「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定します。
			次に、議案第2号「学校運営協議会の設置について」、説明願います。
工藤教育政策課主幹			本件は、旭川市学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年5月1日付けで4校に学校運営協議会を設置しようとするものです。
			本市の学校運営協議会については、現在、78校中74校に設置しており、残りの未設置校4校については、各校長から導入に向けた準備を進めており、準備が整い次第導入したい旨の意向が示されておりました。
			そのため、今月、未設置校4校に学校訪問を行い、各校長と設置日について協議したところ、4校の校長から円滑な導入に向けた準備が整うため、5月に導入したいとの意向が示されました。こうした状況等を踏まえ、新たな学校運営協議会について、4校の学校に設置しようとするものです。
			なお、今回の4校の導入をもって、全ての小中学校に学校運営協議会が設置されることとなります。
教 育 長			議案第2号「学校運営協議会の設置について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	委 育 長		ありません。
各 委 員 長	委 育 長		それでは、議案第2号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	委 育 長		異議ありません。
			「異議なし。」と認め、議案第2号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定します。
			次に、議案第5号「旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」、説明願います。
学 務 課 主 幹			旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に係る意見提出手続の実施につきまして、令和3年3月定例教育委員会会議において御報告しましたと

おり、令和3年3月15日から同年4月15日までの間に実施をいたしましたので、その結果について御報告いたします。4名の方から御意見の提出があり、1名はおおむね計画と同様の内容であることから、賛同をいただいたものと考えております。外3名の御意見につきましては、教育現場でICTを利活用していく上での児童生徒の健康面への影響や、インターネット利用により主体性が失われることへの危惧、家庭への情報発信などについてのものでありましたが、御意見にありますような不安につきましては、計画に基づき、様々な配慮をしながら取組を進めてまいります。この回答につきましては、今後、意見の提出をいただいた方に送付するとともに、市のホームページで公表してまいります。

続きまして、計画の内容についてでございます。令和3年3月定例教育委員会会議でお示しした計画の素案から大きな修正はございませんが、素案では令和2年度末までに完了予定としておりました1人1台端末や通信ネットワークの整備が現時点では完了しております。このことに関する箇所の文言整理を行い、旭川市学校教育情報化推進計画の最終案とさせていただきます。

今後は、本計画に基づき、児童生徒の健康への影響などに配慮するとともに、家庭などへ情報を発信しながら、各学校においてICTの円滑な運用と効果的な活用を進めてまいります。

教 育 長 議案第5号「旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」、御意見、
本 田 委 員 御質問等がありますか。

今回、市民の皆様から御意見をいただきましたが、例えば、計画の中で、具体的な取組の一つに、健康に留意する態度の育成についての言及がされていますが、今後、計画に基づいて実施する際は、より具体的に子どもたちの健康に留意する内容について、学校に示されることを望みます。また、セキュリティ対策や情報モラルなどについても計画に基づいて、さらに具体的な活動内容を示していただき、各学校で実践されることを願います。

学 務 課 主 幹 この計画に基づきまして、今後、学校に対してさらに詳細なものを示したいと思っております。

教 育 長 今回計画が策定されますが、今後、これが着実に推進されていくということが大事であり、PDCAサイクルによる進捗管理も行いますので、しっかりと学校と連携をして進めていただきたいと思います。

近 藤 委 員 いただいた御意見では、子どもたちがICTを活用できるかという心配はほとんどなく、健康への被害についてのものであったと思います。それに対する影響や対処法について、今後、教育委員会で示していく予定だということですが、私たち親世代からすると、今子どもたちは家の中でもどこでもICT機器に触れている世代なので、どのような影響を及ぼすかはなかなか分かっていないところが現状だと思います。しかし、現実として、ゲーム脳などのように脳に影響を及ぼしたり、視力低下の問題があるので、既に分かっていることは十分注意しながら、今後、旭川市の問題だけではなくて全国的、世界的にこのようなICT機器の使用に関係する健康上の問題が起り得ると思うので、今すぐ対処法を示すことは難しいかと思いますが、一つずつ事例が出てきたときに検討して、対策を考えていく必要があると思います。

教育指導課長 健康に留意して子どもたちがICTを活用できる態度を育成するために、文部科学省から児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックが出ておりますので、これを基本にしながら、各学校への指導助言を行ってまいります。また、保護者への情報提供、それから各家庭において、ICTを使う際のルールづくりなどに関しても、学校から保護者へ適宜情報を提供いたしまして、家庭においても、健康に留意しながらICTを活用できる態度を育成してまいりたいと考えております。

近 藤 委 員 便利なツールですので、あまり怖がらず上手に共存していけるように進

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>めていただきたいと思います。</p> <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，議案第5号「旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」は，原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，議案第5号「旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」は，原案どおり決定します。</p>
《 報 告 事 項 》			
教	育	長	<p>それでは，報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「旭川市議会令和3年第1回定例会の報告について」，報告願います。</p>
学校教育部長	<p>会期は，令和3年2月19日から3月24日までの通算34日間，学校教育部に係る議案は，令和2年度旭川市一般会計補正予算及び令和3年度旭川市一般会計予算についてでした。</p>		
<p>最初に，令和2年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会での質疑が2月22日及び24日の2日間行われました。</p>			
<p>学校教育部の補正予算に関連いたしまして，自民党・市民会議の佐藤委員から，新型コロナウイルス感染症対策について，日本共産党のまじま委員から，修学旅行等の延期・中止に伴う保護者の負担軽減について，日本共産党の小松委員から，学校施設の改修について，質疑がございました。</p>			
<p>次に，2月26日に，市政方針及び教育行政方針の説明がございました。その後，3月4日，5日の2日間，市政方針及び教育行政方針についての代表質問が行われ，5党派全てから質問がございました。</p>			
<p>自民党・市民会議を代表して木下議員から，教育行政方針に関わり，コロナ禍による学校教育への影響など2項目について，民主・市民連合を代表して松田議員から，教育行政方針に関わり，少人数学級編制など3項目について，公明党を代表して室井議員から，教育行政方針に関わり，新型コロナウイルス感染症による教育現場の変化など3項目について，日本共産党を代表して石川議員から，教育行政方針に関わり，少人数学級編制など3項目について，無党派Gを代表してひぐま議員から，令和3年度の教育行政運営に関わり，教育行政方針など3項目について，質問がございました。</p>			
<p>次に，予算を含めた議案に対する予算等審査特別委員会総務経済文教分科会が3月15日から18日までの4日間行われました。</p>			
<p>自民党・市民会議のえびな委員から，コミュニティ・スクールについて，日本共産党の石川委員から，学校給食などに関わり3項目について，無所属の横山委員から，少人数学級編制事業などに関わり6項目について，民主・市民連合の白鳥委員から，（仮称）旭川市いじめ防止条例について，日本共産党の能登谷委員から，学校教育のICT化について，無党派Gの上野委員から，GIGAスクール構想などに関わり2項目について，質疑がございました。</p>			
社会教育部長	<p>学校教育部の報告は以上でございます。</p> <p>引き続き，社会教育部関係部分を御報告いたします。</p>		
<p>最初に，補正予算等審査特別委員会では，民主・市民連合の高橋委員から，科学館施設整備基金積立金について，質疑がございました。</p>			
<p>次に，代表質問につきましては，自民党・市民会議を代表して木下議員から，教育行政方針に関わり，地域学校協働活動について，民主・市民連合を代表して松田議員から，教育行政方針に関わり，郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成について，日本共産党を代表して石川議員から，教育行</p>			

		<p>政方針に関わり、公民館の位置付けについて、無党派Gを代表してひぐま議員から、令和3年度の教育行政運営に関わり、今後の課題として、文化会館等の使用料負担の軽減について、質問がございました。</p> <p>次に、大綱質疑につきましては、公明党の高花議員から、地域学校協働活動推進費について、無党派Gの上野議員から、アイヌ記念館の施設整備について、質問がございました。</p> <p>続いて、予算等審査特別委員会総務経済文教分科会では、自民党・市民会議のえびな委員から、地域学校協働活動推進費など3項目について、民主・市民連合の高橋委員から、科学館事業活動費について、日本共産党の石川委員から、公民館の位置付けなど2項目について、無党派Gのひぐま委員から、図書館補修費など2項目について、無所属の横山委員から、アイヌ施策推進費など2項目について、日本共産党の能登谷委員から、文化芸術活動について、無党派Gの上野委員から、アイヌ文化など2項目について、民主・市民連合の宮崎委員から、郷土学習振興費について、質問がございました。</p> <p>社会教育部の報告は以上でございます。</p>
教 育 長	各 委 員 長	<p>報告事項(1)「旭川市議会令和3年第1回定例会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「旭川市議会令和3年第1回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
学 校 教 育 部 長		<p>次に、報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p> <p>令和3年4月8日に開催された経済文教常任委員会において、日本共産党の能登谷委員から、旭川市学校教育情報化推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施について、質問がございました。</p> <p>本計画の素案は、本日の教育委員会会議の議案第5号に関して、旭川市学校教育情報化推進計画の策定に当たり実施していた意見提出手続について、素案作成の時期や議会への報告時期に関する質問がされたものです。</p>
教 育 長	各 委 員 長	<p>報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
水 野 教 育 政 策 課 主 幹		<p>次に、報告事項(3)「旭川市共同学校連携事務室の設置について」、報告願います。</p> <p>まず、国の動きについてです。平成28年6月、学校現場における業務の適正化、いわゆる働き方改革の観点から、学校事務の共同化等の事務機能の強化が示され、さらに平成29年3月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、共同学校事務室が制度化されました。</p> <p>次に、旭川市の取組についてです。まず、現状と課題として、一つ目、学校全体に関わる業務負担の改善を図る必要があること、二つ目、会計業務の更なる効率化及び適正化を図る必要があること、三つ目、原則、各学校に一人配置されている事務職員の資質向上の機会が少ないこと、大きくこの三点を本市の学校事務の現状と課題として捉えています。</p> <p>これらを踏まえ、旭川市立学校働き方改革推進プランに学校事務の共同化について位置付け、令和元年度から検討を始めました。この検討を経て、令和2年4月には、事務処理の更なる効率化、事務職員の資質向上を図り、子どもたちの豊かな学びに向けた環境をつくることを目的とし、中央中学校、明星中学校、青雲小学校、永山南中学校、新富小学校及び永山小学校の6校で構成する旭川市共同学校連携事務室を設置し、周知文書の共通化や消耗品の共同購入、研修資料の作成及び配付などに取り組んでまいりま</p>

した。

これまで、新採用の事務職員を対象とした研修など、経験の浅い事務職員への支援について、対象者本人や学校からは、すぐに実践に生かすことができ、大変有効な取組である等の肯定的な意見が寄せられているなど、成果が見られるところです。

こうした取組を踏まえ、令和3年度は、令和2年度の6校を2地区に分け、新たな連携校を加え、9校から構成される中央連携室と10校から構成される新永連携室の二つの連携室を設置しました。

令和3年度を取組といたしましては、特別支援教育就学奨励費事務の共通化や備品等の学校間での貸借り、転入又は新採用事務職員の研修会など、引き続き、学校事務の共同化に取り組んでまいります。

また、令和2年度に共同学校連携事務室を構成した6校による旭川市共同学校連携事務協議会を開催し、二つの連携室の取組を評価検証し、今後の方向性について検討してまいります。

今後につきましては、事務職員の情報共有等を目的とした全市的な既存組織の旭川市学校間連携会議を発展的に移行させ、令和5年度を目途に市内8か所に共同学校連携事務室を設置、全市導入することを目指し、取組を進めてまいります。

教 育 長
近 藤 委 員

報告事項(3)「旭川市共同学校連携事務室の設置について」、御意見、御質問等がありますか。

水野教育政策課主幹

将来的に8ブロックに分けるということですが、これはPTA連合会のブロックと同じ分け方になるのですか。

本 田 委 員

PTA連合会の8ブロックを確認しておりませんが、校長会や教頭会のブロックと同じと認識しておりますので、一緒かと思えます。

水野教育政策課主幹

中央連携室、新永連携室の中に加配事務職員が一人ずつ入る形になっていますが、今後、各学校に一人ずつ配置されている事務職員に対しての加配は、制度的に増える傾向にあるのか、それとも、一人のままとして今後も進んでいくのでしょうか。

本 田 委 員

基本としては、原則一校一人の事務職員であり、大規模校であれば二人ということもありますが、共同学校連携事務室の取組を進めるに当たっては、事務職員が加配されると聞いております。

水野教育政策課主幹

新卒の事務職員にとって、一人で学校事務を全て行うことは非常に困難であると考えていますので、加配があった場合は配慮していただければありがたいと思えます。人材を育てていかなくは、職能の充実が図りづらいと思われま。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

共同学校連携事務室の取組を通して、新卒の方などに対しても、事務の支援をしてまいりたいと考えております。

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(3)「旭川市共同学校連携事務室の設置について」は、報告を受けたこととします。

教職員担当課長

次に、報告事項(4)「令和3年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。

この研修計画は、教育公務員特例法の改正を受け、令和元年度から策定しているものでございます。

中核市である本市では、任命権者である北海道教育委員会が定めた教員の資質向上に関する指標を踏まえ、毎年度、体系的かつ効果的に教員研修を実施するための計画を策定することとなっております。

本市では、これまでも初任段階教員研修など法令で実施が定められた研修をはじめ、教員の経験に応じ、専門的知識や技術に関する研修のほか、今日的な課題に対応した様々な研修を実施しております。

具体的な研修の内容等につきましては、本市が開催する研修のほか、上

		<p>川教育研修センターや北海道教育委員会が開催している研修のうち、旭川市立小中学校の教員が参加できる研修も併せて記載しております。</p> <p>各学校の教員には、この研修計画を確認して受講可能な研修を選んで、計画的に受講するよう促してまいります。</p> <p>なお、昨年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、集合形式の研修だけでなく、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンなどを通じて受講できるオンデマンド方式の研修も実施しております。</p> <p>オンデマンド研修は、教員が自らの都合に合わせて受講できることから、働き方改革の点でも有効と考えております。</p> <p>教育委員会としましては、この研修計画に基づき、本年度も効果的に研修を実施し、教員の更なる資質向上を図ってまいります。</p>
教 育 長	本 田 委 員	<p>報告事項（４）「令和３年度旭川市教員研修計画について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>中核市として、この計画を企画、運営していかなくてはならないとのことですが、これだけの内容を立案していただくことは大変ありがたいことだと思います。教員育成指標にもうたわれていますし、中教審等でも学び続ける教師が今一番求められており、キャリアステージに合った研修の充実をさらに進めていただき、教員が日々の研さんや自己研修に励むよう望むばかりです。全ては子どもたちのためという観点から、研修の充実を望みます。</p>
教 育 長		<p>上川教育研修センターにおいても、昨年度はコロナ禍にあっても、オンデマンドによる研修の実施により参加者が増えていますので、様々な手法を活用し、研修を実施することが必要です。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「令和３年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。</p>
岩崎社会教育部次長		<p>次に、報告事項（５）「令和３年旭川市成人を祝うつどいの開催の再延期について」、報告願います。</p> <p>まず、再延期についての考え方ですが、令和３年旭川市成人を祝うつどいは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和３年１月１０日に開催するところを同年５月４日に延期し、開催の準備を進めてきたところですが、開催２週間前である４月１８日時点において、市内では複数のクラスターが発生し、一日当たりの感染者が二桁となる日が続くなど、市中感染が拡大している状況にありました。</p> <p>また、重症化しやすいといわれる変異株の発生が、札幌、東京、大阪などを中心に急増し、まん延防止等重点措置地域等との不要不急の往来を控えるよう要請も出されたところでした。</p> <p>市外を含め、多くの方々が集まる式典を開催することは、更なる感染者の拡大を招く可能性が高いと考えられることや、参加する新成人の方はもとより、御家族や関係者、市民の皆様の安全を最優先と考え、５月４日の開催につきましては断念せざるを得ないと判断いたしました。</p> <p>次に、再延期後の日程についてですが、開催を楽しみにしていた新成人や御家族、関係者の皆様のお気持ちを第一に考え、中止とはせず、再度の延期と考えております。今後の感染状況の推移やワクチン接種の見込みなども踏まえ、対象である新成人の声や美容業界等の御意見も伺い、改めて日程を決定いたします。</p>
教 育 長		<p>報告事項（５）「令和３年旭川市成人を祝うつどいの開催の再延期について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（５）「令和３年旭川市成人を祝うつどいの開催の</p>

公民館事業課長	<p>再延期について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（６）「旭川市公民館の位置付けの見直しの検討について」、報告願います。</p> <p>旭川市公民館の位置付けの見直しの検討について、現在までの専門検討会での検討状況とスケジュールの変更について御報告いたします。</p> <p>専門検討会での検討状況につきましては、これまでに３回の会議が開催されました。第１回会議では、将来の公共施設の整備の方向性などを確認した上で、公民館の位置付けの見直しによるメリットとデメリットの整理やアンケート調査の実施などについて、第２回会議では、公民館とコミュニティセンターの違いやアンケート調査の対象や実施時期などについて、第３回会議では、公民館の位置付けや市民の意見を聞く手法などについて、議論をいただいたところであります。</p> <p>この議論の中で、公民館事業を継続するという基本理念があるなら、位置付けを変える必要はないという意見が出た一方で、施設の老朽化に対応する整理統合の必要性を認めるが、地域の実情に合わせた利用ができるよう社会教育機能を一定程度残す必要があるなどの意見があり、結論が出ていない状況であります。このため、今後、市民に対するアンケート調査を実施し、この結果を参考に議論することとなりました。</p> <p>このことから、令和２年６月定例教育委員会会議におきまして、令和３年３月に社会教育委員会会議から答申をいただいた後、公民館の位置付けの見直し案を作成し、意見提出手続を経て、令和３年８月定例教育委員会会議で審議いただき、決定する予定であると御報告いたしましたが、今後、数回の専門検討会の開催が必要であることから、令和３年中に社会教育委員会会議から答申をいただいた後、公民館の位置付けの見直し案を作成し、意見提出手続を経て、令和３年度中に教育委員会会議で審議いただき、決定するようスケジュールを変更することを併せて御報告いたします。なお、状況によっては、専門検討会の回数を若干増やさざるを得ないことも考えられ、その場合は、さらにスケジュールが後にずれ込むことを専門検討会委員の皆様には御了解いただいております。</p>
教 育 長 公民館事業課長 教 育 長	<p>アンケート調査はどのくらいの規模を想定していますか。</p> <p>３千人程度です。</p> <p>当初、令和３年８月を目途としておりましたが、様々な御意見をいただくために調査をするということで、令和３年度中というスケジュールで進めているところです。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>報告事項（６）「旭川市公民館の位置付けの見直しの検討について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（６）「旭川市公民館の位置付けの見直しの検討について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。</p> <p>（傍聴者退席）</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p>

各 委 員
教 育 長

議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」>

令和3年5月1日から令和4年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第4号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」>

令和3年4月27日から同年9月1日までを任期とする旭川市いじめ防止等連絡協議会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長
教育指導課長

次に、議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」、説明願います。

本件は、過日の総合教育会議において協議された、本市の中学校に在籍する女子生徒が遺体で発見され、インターネット等において、この生徒に関する記事が報道されている事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態として対処することとし、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第11条第1項及び旭川市いじめ防止基本方針に基づき、市教委の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を実施しようとするものです。

本事案については、これまでいじめの認知には至っておりませんでした。当該生徒が亡くなったことの重大性に鑑み、また、市教委が把握していなかった内容が報道されたことによって、令和元年6月に発生した事案等がいじめであり、そのことにより、当該生徒が亡くなったとの疑いが生じたことから、重大事態として対処してまいりたいと考えております。

また、電話や電子メール、SNSなどを通じ、全国から様々な意見や問合せがあり、社会的影響の大きい事案であることなどから、事実関係について精査し、保護者の意向も踏まえて調査する必要があるものと考えております。

対処方針につきましては、国のガイドラインにおいて、調査主体が学校か教育委員会のいずれかとなることとされておりますが、本件につきましては、一つ目、当該生徒の保護者から、代理人を通して、第三者による調査を希望する旨の意向を確認していること、二つ目、関係生徒は、在籍していた学校を卒業していること、三つ目、関係生徒の在籍していた学校が複数にまたがっていること、以上の三点から、調査主体を市教委とし、第三者で構成されている旭川市いじめ防止等対策委員会に対して、今後、調査及び報告について諮問してまいりたいと考えております。

以上、今回の重大事態の対処方針として、市教委が調査主体となり、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を進めることについて御審議くださいますようお願いいたします。

なお、旭川市いじめ防止等対策委員会の現在の委員につきましては、大学教授、公認心理師、小児科医及び社会福祉士の4名により構成されておりますが、本件については、警察が対応した経緯があることや、当該生徒の保護者が弁護士を代理人としていることから、調査には法的な視点も必要であると考え、弁護士も委員として委嘱できるよう、旭川弁護士会と調整を進めているところです。

既に委嘱している4名の委員に対しましては、本事案について、対策委員会に調査を依頼する意向であることを伝えており、理解をいただいております。

また、調査の事務負担等を考慮し、臨時委員を複数名委嘱することや、事案の内容から、女性の委員も必要であると考えており、今後検討してまいります。

教 育 長 議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」、御意見、御質問等はありませんか。

滝 山 委 員 現在の4名の委員の方は、今回の事案に対してではなく、以前から委嘱している方ですか。

教育指導課長 はい。しかし、この4名の委員の方だけでは、調査における負担が過大になる可能性もありますので、弁護士も含め、臨時委員も複数名お願いし、調査してまいりたいと考えております。

教 育 長 子どもの精神医療に詳しい方がいた方がよいなど、皆様から個別には御意見をいただいておりますので、推薦の団体との調整も含め、委員の構成を考えていきたいと思っております。現段階で委嘱しているのは、4名の委員でありますが、増員することも検討し、進めていきたいと思っております。

これまでは、いじめの認知に至っていないという見解で、この事案に対応してきましたが、先般の報道により、我々の認識との相違点が出てきました。しかもその報道は亡くなったことがいじめに起因しているというようなことを趣旨に書かれています。まずこのことを踏まえて、亡くなったことについては当然重大なことであり、加えて、いじめが起因しているという疑いが生じたということから、重大事態と捉えていくということであり、報道機関に対しては、まずこの教育委員会会議で重大事態として認めたことを踏まえて、今後、第三者による調査を進めていくことの意味決定をしたとの報告をしていく予定です。

また、先般、国会の質疑でもこの事案について取り上げられ、文科省は、いじめの対策やガイドラインに基づいた対応について、答弁がされてきました。

また、対策委員の方につきましては、実際に資料を精査し、聴取りし、報告書をまとめていくという大変な作業をお願いすることになりますので、役割分担も出てくるのではないかと思います。

もう一つ重要なこととして、この調査に当たっては、保護者側の意向を十分に確認をしながら進めていくということになります。調査する委員の方、また、調査の目的や対象、方針などを御理解いただいて、調査に入ることにはなりますが、その確認も一つ、我々の作業としてもあるということです。

近 藤 委 員 今後、対策委員を追加する場合は、女性の委員を入れた方がよいと思っております。

教 育 長 女性の委員も含めて、人選に十分配慮する必要があると考えております。
本 田 委 員 いつから始めるのかが重要かと思っております。人選も大事なことですが、いつからこれが実際に動き出すのかという目途を考えていただきたいと思っております。

教	育	長	<p>調査については、事実関係の解明と、同様の事案の再発防止策の提言をまとめていただき、その結果を今後のいじめの防止対策に生かし、学校又は教育委員会の対応の教訓にしていく必要がありますので、しっかり調査していきたいと思えます。</p>
各	委	員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教	育	長	<p>ありません。</p>
各	委	員	<p>それでは、議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
教	育	長	<p>異議ありません。</p>
			<p>「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について」は、原案どおり決定します。</p>
			<p><報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p>
			<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p>
			<p>令和3年3月23日から同年4月7日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p>
			<p>令和3年3月16日から同年4月6日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
教	育	長	<p>他に、何かありますか。</p>
各	委	員	<p>ありません。</p>
事	務	局	<p>ありません。</p>
教	育	長	<p>それでは、以上で令和3年4月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
			<p>《 閉 会 》</p>